

外国公文書を利用するためのアポストイーユサービス

2022年8月

One Asia Lawyers Indonesia Office

日本法弁護士 馬居 光二

インドネシア法弁護士 Prisilia Sitompul

1. はじめに

インドネシア政府は、2022年1月26日、法務人権大臣規則 2022年第6号（以下「MOLHR6/2022」）を発行し、同規則が2022年6月4日に施行されました。MOLHR6/2022はインドネシア政府が2021年1月5日に後述のハーグ条約を批准した大統領規則 2021年2号の施行規則に位置づけられます。これにより、公文書についてアポストイーユの利用が可能となりました。



アポストイーユとは、公文書の署名、公印、捺印を検証の上、他国でも使用できるように批准する行為です。アポストイーユは1961年に締結された外国公文書の適法化要件を廃止するハーグ条約（以下、「ハーグ条約」）の締約国間の合意によって実現したもので、アポストイーユ証明書があれば、外国当局が発行した公文書が、インドネシアを含む122カ国で自動的に法的に有効と認められます¹。

2. 条約の目的

ハーグ条約の目的は、外国の公文書を外交官や領事が認証するという煩雑な手続を、「アポストイーユ証明書」と呼ばれる特定のフォーマットで発行される簡易な証明書に置き換えることにあります。アポストイーユ証明書は文書に添付されるため、他の契約国で提示する際に再度証明書を取得する必要はありません。

3. MOLHR 6/2022

MOLHR 6/2022は、インドネシアにおける上記アポストイーユによる書面の合法化手続（以下、「アポストイーユサービス」）の実施について、以下のように a) アポストイーユサービスの範囲、および b) アポストイーユサービスの登録及び手続に分けて規定しております。

a) アポストイーユサービスの範囲

¹ インドネシア共和国外務省[ウェブサイト], <https://kemlu.go.id/portal/id/read/3566/berita/pemerintah-akan-sederhanakan-legalisasi-dokumen-publik-lewat-sertifikat-apostille> (2022年8月8日閲覧)

アポストイーユサービスは、インドネシアの領域内で発行された文書を対象としており、その管理は法務人権省（以下「MOLHR」）が行い、アポストイーユサービスにより、同文書は外国でも利用可能となります。

MOLHR 6/2022 第 2 条第 3 項に規定されているアポストイーユサービスを利用できる公文書の種類は以下の通りです。

- 検察官、裁判所登録官、廷吏など、国の裁判所または法廷に関連する当局または役人からの文書
- 行政文書
- 公証人が発行する書類
- 文書に添付される公的な証明書で、文書の登録を記録する証明書、文書の有効期間をある日付で記録する証明書など、その民事権限の範囲内で個人が署名し、役人と公証人が署名を批准するものです。

ただし、以下の書類については、アポストイーユ証明の免除があります。

- 外交官または領事館の職員が署名した書類
- 行政、商業活動または税関活動に直接関連する文書
- PR 2/2021 に規定される検察庁が検察機関として発行する書類

b) アポストイーユ・サービスの登録及び手続

アポストイーユは、申請者またはその代理人の申請に基づいて行われ、一般法務総局（以下、「AHU」）の公式ウェブサイト上の申請書に記入し、MOLHR に電子的に提出されます。

上記申請書には、少なくとも、1) 申請者の身元、2) 代理人を通じて申請する場合は代理人の身元、3) 文書を使用する目的国、4) アポストイーユのために提出した文書の種類、5) アポストイーユのために提出した文書に記載された所有者の氏名及び文書の数、6) 文書に署名した職員名、及び7) 文書を発行した機関の名称、を記載しなければなりません（MOLHR 6/2022 第 3 条第 3 項）。

申請者は、申請書に記入するだけでなく、以下の書類をアップロードする必要があります。

- 1) 申請者の身分証明書
- 2) 代理人の身分証明書および委任状（該当する場合）
- 3) アポストイーユされる文書

申請書を受理してから遅くとも 3 営業日以内に認証がなされ、申請費用が支払われた後にアポストイーユ証明書が発行されます。

4. 日本におけるアポストイーユの手続き

上記はインドネシア国内におけるアポストイーユサービスについての説明ですが、日本もハーグ条約に加盟しているところ、ハーグ条約がインドネシアで批准され、MOLHR6/2022 が施行されたことにより、日本で発行され、インドネシアで使用される文書についてもアポストイーユの利用が可能となりました。

従前、日本で作成された法律文書をインドネシアで使用する場合、公証役場での公証、外務省での公印確認、インドネシア大使館での認証が必要とされておりました。MOLHR6/2022により、上記インドネシア大使館での認証手続は不要となり、より簡易な形であるアポスティークが利用可能となりました。

したがって、日本の官公庁で発行され、インドネシアで使用される公文書は、日本の外務省でアポスティーク (Apostille) が発行されます。

他方で、個人または法人が発行した書類は、まず日本の公証役場で公証を受け、その後、外務省からアポスティークが発行されることになります。公証およびアポスティークは、東京、神奈川、大阪などの公証役場で、ワンストップで行うことができます。アポスティーク手続に関する詳細は外務省の外務省のウェブサイトからご確認ください (https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000607.html)。

5. 結論

アポスティークが利用可能となることで、日系企業のインドネシアでの取引や法的手続にかかる時間を大幅に短縮されることになります。これにより、これまで以上にインドネシアでのビジネス環境が向上することが期待されます。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 各国の法律に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

info@oneasia.legal



馬居 光二

One Asia Lawyers Indonesia Office 代表

日本法弁護士

日本国内の法律事務所において6年間、各種企業法務に携わる一方で、一般民事、家事・相続、倒産、刑事それぞれについても国際案件を経験。2018年に Singapore Management University に留学し、アジアのビジネス及び金融法を学んだ後、2020年より One Asia に参画。現在は最新の規制・法令の改正を踏まえた企業進出戦略の策定、リーガルフォロー、進出後の契約・労務・法務・各種コンプライアンス・紛争発生時の対応等についてアドバイスを提供している。

koji.umai@oneasia.legal



Prisia Sitompul(プリシリア シトンプル)

One Asia Lawyers Indonesia Office 代表

インドネシア法弁護士

インドネシアのエネルギーおよび天然資源の法務部門にてインハウスカウンセラーとして 6 年以上従事し、様々なエネルギーおよび天然資源に関連する法務業務に携わる。英国アバディーン大学大学院修士課程修了（石油・ガス法）。

One Asia Lawyers 東京オフィスに入所後は、インドネシア法弁護士として、インドネシアに展開する日本企業に対し、インドネシア法に関するリサーチ、契約書レビューなどの様々なリーガルサポートを提供する。また、日本に投資を行うインドネシア企業に対するサポートも行っている。

sitompul.prisia@oneasia.legal